



行政歯科保健担当者研修会 「学校保健に関する最近の動向」

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課



令和元年度学校保健統計

文部科学省は、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的として、学校保健統計調査を昭和23年度より毎年実施。

<調査の概要>

1. 調査対象: 国立、公立、私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校の満5歳から17歳までの児童等の一部(抽出調査)。
抽出率(発育状態): 全幼児、児童及び生徒の5.2%(695,600人)
(健康状態): 全幼児、児童及び生徒の25.2%(3,371,982人)
2. 調査事項: 学校保健安全法により実施される健康診断の結果に基づき、児童等の発育状態(身長、体重)及び健康状態(疾病・異常の有無)を調査。
3. 調査時期: 平成31年4月1日から令和元年6月30日の間に実施。

調査結果のポイント

【発育状態調査】

- (1) 身長の平均値の推移は、平成6年度から13年度あたりをピークに、その後横ばい傾向。
- (2) 体重の平均値の推移は、平成10年度から18年度あたりをピークに、その後横ばいもしくは減少傾向。
- (3) 肥満傾向児及び瘦身傾向児の割合は、この10年間でおおむね横ばいもしくは増加傾向。

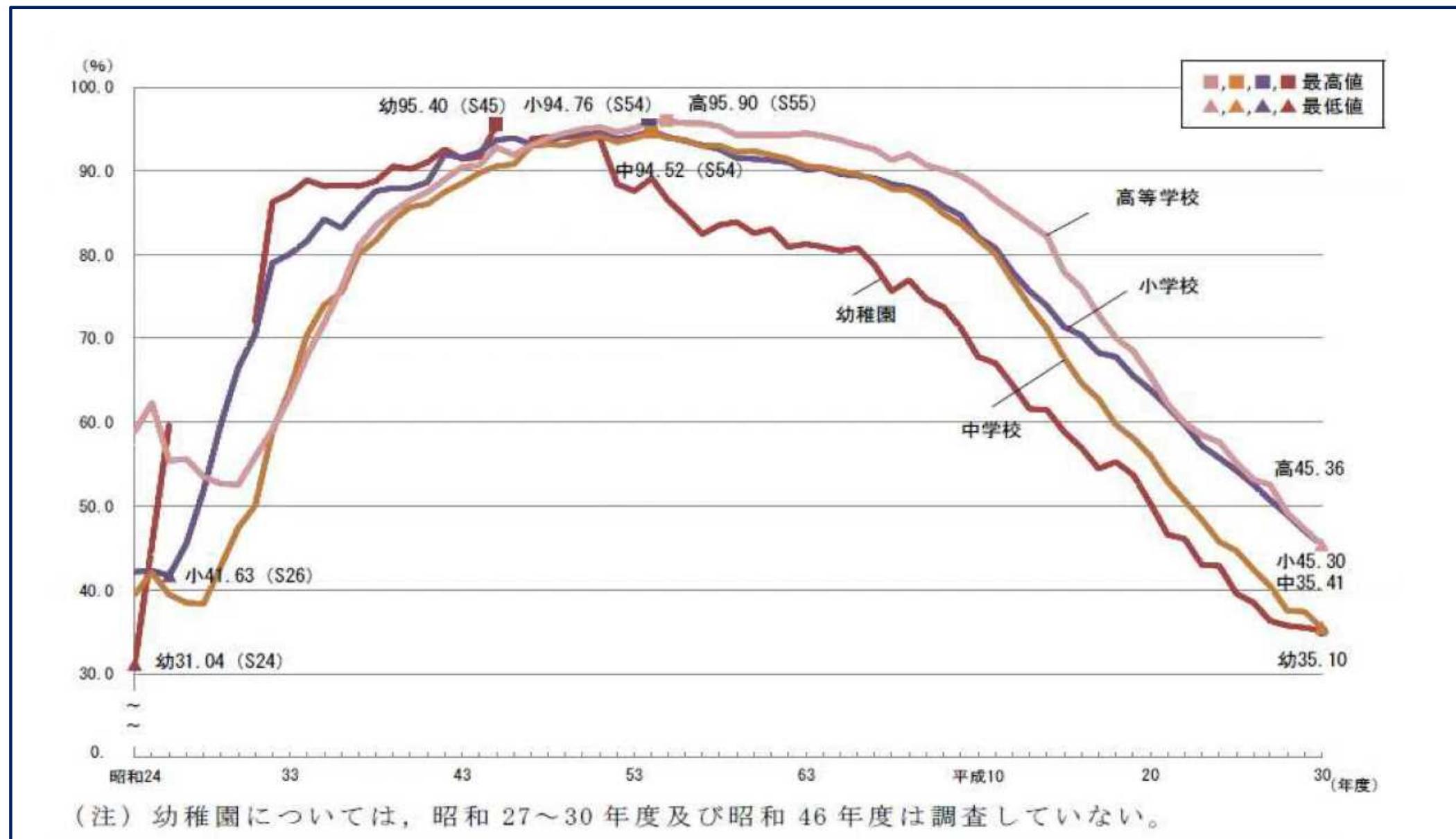
【健康状態調査】

(1) むし歯(う歯)と判定された者は、ピーク時(昭和40～50年代)より減少傾向が続いており、中学校及び高等学校で過去最少。

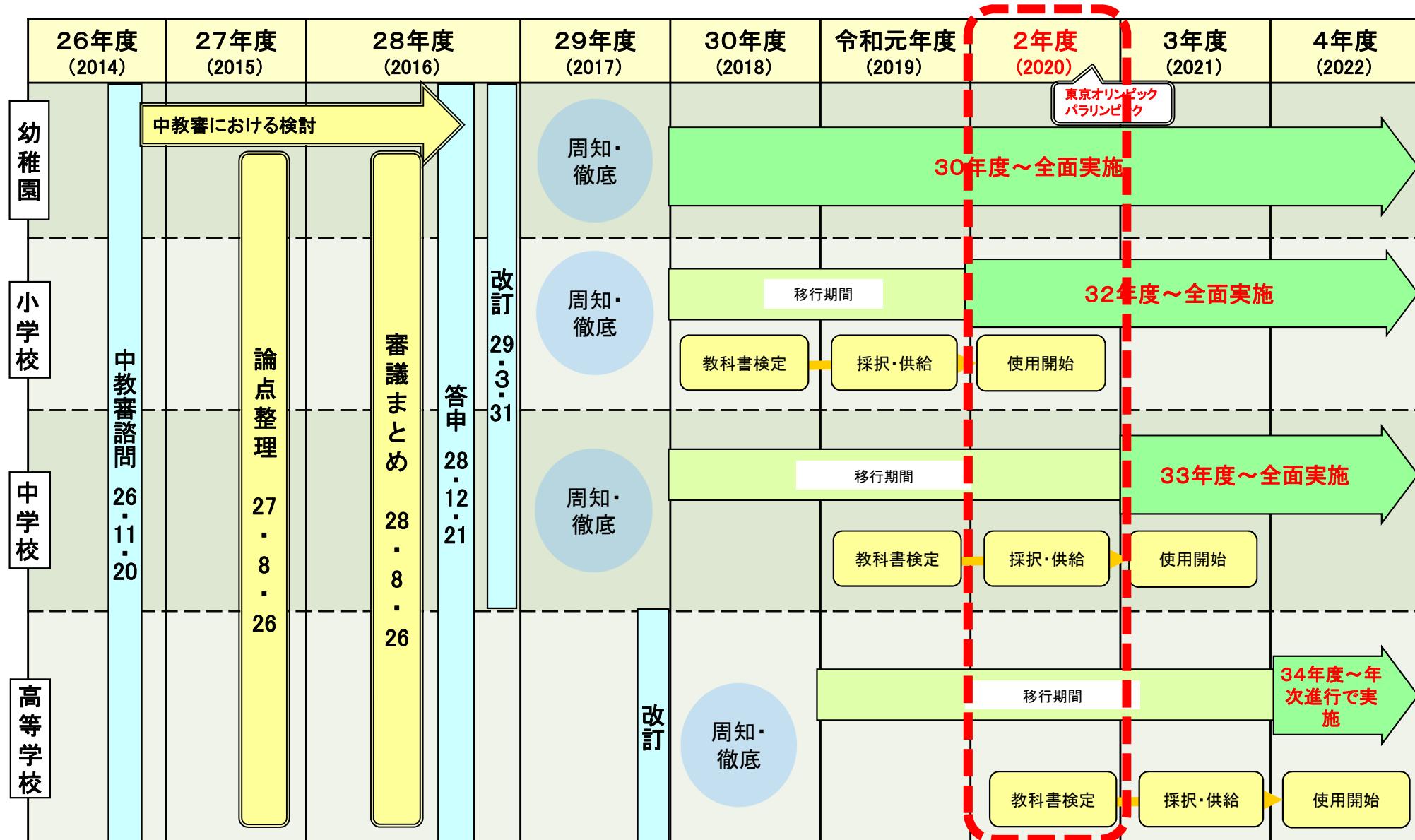
(2) 裸眼視力が1.0未満の者は小学校、中学校及び高等学校で過去最多。

(3) 耳疾患と判定された者は、高等学校で過去最多。また、鼻・副鼻腔疾患と判定された者は、中学校及び高等学校で過去最多。

むし歯(う歯)の者の割合の推移



今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール(現時点の進捗を基にしたイメージ)



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

小・中・高等学校の保健の内容

小学校(保健領域)	中学校(保健分野)	高等学校(科目保健)
<p>「健康な生活」(3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活 ・1日の生活の仕方 ・身の回りの環境 <p>「体の発育・発達」(4年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体の発育・発達 ・思春期の体の変化 ・体をよりよく発育・発達させるための生活 <p>「心の健康」(5年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の発達 ・心と体との密接な関係 ・不安や悩みへの対処 <p>「けがの防止」(5年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 ・けがの手当 <p>「病気の予防」(6年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の起こり方 ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防 ・生活行動が主な要因となって起こる病気の予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・地域の様々な保健活動の取組 	<p>「健康な生活と疾病の予防」 (1. 2. 3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の成り立ちと疾病の発生要因 ・生活習慣と健康 ・生活習慣病などの予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・感染症の予防 ・個人の健康を守る社会の取組 <p>「心身の機能の発達と心の健康」(1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の発達と個人差 ・生殖に関わる機能の成熟と適切な行動 ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 <p>「傷害の防止」(2年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による傷害の防止 ・応急手当 <p>「健康と環境」(3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体の環境に対する適応能力・至適範囲 ・飲料水や空気の衛生的管理 ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理 	<p>「現代社会と健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の考え方 ・現代の感染症とその予防 ・生活習慣病などの予防と回復 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・精神疾患の予防と回復 <p>「安全な社会生活」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な社会づくり ・応急手当 <p>「生涯を通じる健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯の各段階における健康 ・労働と健康 <p>「健康を支える環境づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境と健康 ・食品と健康 ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関 ・様々な保健活動や社会的対策 ・健康に関する環境づくりと社会参加 <p>(原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修)</p>

新学習指導要領における歯科保健の内容について

小学校学習指導要領(体育科保健領域 第6学年)

(3) 病気の予防

ア 病気の予防について理解すること。

(ウ) 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動、栄養の偏りのない食事をとること、**口腔の衛生を保つことなど**、**望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。**

【小学校学習指導要領解説(平成29年告示)体育編】

(ウ) 生生活動が主な要因となって起こる病気の予防

生活行動が主な要因となって起こる病気として、心臓や脳の血管が硬くなったりつまつたりする病気、**むし歯や歯ぐきの病気などを適宜取り上げ、その予防には、(中略) 口腔の衛生を保つたりすることなど、健康によい生活習慣を身に付ける必要があることを理解できるようにする。**

新学習指導要領における歯科保健の内容について

中学校学習指導要領(保健体育科保健分野 第2学年)

(1) 健康な生活と疾病の予防

- ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。
- (ウ) 生活習慣病などは、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こること。また、生活習慣病などの多くは、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することによって予防できること。

【中学校学習指導要領解説(平成29年度告示)保健体育編】

(ウ) 生活習慣病などの予防

① 生活習慣病の予防

生活習慣病は、日常の生活習慣が要因となって起こる疾病であり、適切な対策を講ずることにより予防できることを、例えば、心臓病、脳血管疾患、**歯周病などを適宜取り上げ**理解できるようにする。

その際、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足、喫煙、過度の飲酒などの不適切な生活行動を若い年代から続けることによって、(中略) **歯肉に炎症等が起きたり歯を支える組織が損傷したりすることなど**、様々な生活習慣病のリスクが高まることを理解できるようにする。

生活習慣病を予防するには、適度な運動を定期的に行うこと、毎日の食事における量や頻度、栄養素のバランスを整えること、喫煙や過度の飲酒をしないこと、**口腔の衛生を保つことなどの生活習慣を身に付けることが有効であることを理解できるようにする。**

小・中・高等学校の体系化





令和元年度改訂

現代的な健康課題



小学校体育科
(保健領域)

中学校
保健体育科
(保健分野)

高等学校
保健体育科
(科目保健)

生涯を
通じた
健康

チーム学校

管理職者、教諭、保健主事
養護教諭、栄養教諭、SC、SSW
学校医、学校歯科医、学校薬剤師
みんなで支えよう!!

保健所・保健センターの歯科衛生士や歯科保健担当職員の方々の授業参画

